

医療情報取得加算について

当病院ではマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

■ 医療情報取得加算

〔初診時〕 1点

〔再診時〕 1点（3ヵ月に1回に限り）

※マイナンバーカード利用の有無にかかわらず加算となります。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

2025年4月

一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院